



国民健康保険・国民年金

国民健康保険

問 健康・保険課 ☎232-4912

▶国民健康保険とは

病気やけがをしたときの医療費に充てるため、加入者の皆さんがお金を出し合って備える制度です。
 職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人および生活保護を受けている人以外は、全ての人が国民健康保険に加入するように定められています。
 また、平成30年4月からの制度改正により、都道府県と市町村が共同して運営しています。

▶主な届出

次のようなときは、14日以内に届け出てください。
 届け出には下記の書類と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。
 ※別世帯の人が申請をするときは、委任状が必要です。

国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外から転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき (3カ月以上の滞在が見込まれるとき)	在留カードまたはパスポート

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外へ転出するとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
国保被保険者が死亡したとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 死亡を証明するもの(会葬礼状など)
生活保護を受け始めたとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、保護決定通知書
65歳から74歳までの人で、障害認定により 後期高齢者医療になったとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、障害者手帳など

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため別に住所を定めるとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 在学証明書(学生証)
資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



▶いろいろな給付制度と一部負担金について

国民健康保険の給付とは

病気やけがをして病院で診療を受けたとき、また出産や死亡があったとき、国民健康保険の加入者は保険による診療や現金の給付を受けられます。

療養の給付

病院・診療所の窓口でマイナ保険証などを提示すれば、一部負担金(医療費の3割。70歳以上の人は2割または3割、義務教育就学前までは2割)を支払うだけで診療が受けられます。

入院時食事療養費

入院の食事に係る費用のうち、1食当たり510円(町県民税非課税世帯などは240円)を負担していただき(標準負担額)、残りを「入院時食事療養費」として国保で負担します。

入院生活療養費

療養病床(※1)に入院する65歳以上の人は、食費と居住費に係る費用のうちの標準負担額を負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国保で負担します。

※1 療養病床に該当するかどうかは、医療機関にお問い合わせください。

▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

次のような場合は、いったん全額自己負担となります。後日、印鑑・申請書・領収証など必要書類を添えて申請してください。詳しくは、担当窓口へお尋ねください。

- 旅先の急病などでマイナ保険証などを使わずに診療を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代(医師が必要と認めた場合)
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

▶交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者行為によるけがや病気の時でも、届け出により国保で病院にかかることができます。ただし、加害者から治療費を受け取っていたり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず担当窓口へご相談ください。

▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢や所得区分、支給回数により異なります。詳細は、担当窓口へお尋ねください。

限度額適用認定証

限度額適用認定証を病院の窓口で掲示することで支払いが限度額に抑えられます。

あらかじめ窓口で申請してください。

▶出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます(国保から医療機関へ出産費用が直接支払われる制度があります(直接支払制度))。

▶葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人(喪主)に対し2万円が支給されます。

▶はり・きゅう補助施設利用券

町の国保加入者で、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します(一世帯当たり年間60枚)。

利用を希望する人は、担当窓口で申請してください。ただし、国保税の滞納がある場合は利用できません。

▶人間ドック費用補助

町の国保加入者で、30歳(年度末年齢)～74歳までの人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を助成します。(上限2万5千円)ただし、国保税の滞納がある場合は補助を受けることができません。

給付の詳細や手続き方法は、担当窓口へお尋ねください。



▶加入する人

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入者(被保険者)は、次の3種類に分けられます

- ①第1号被保険者…自営業、自由業、学生など(厚生年金などに加入していない人)
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金などに加入している人)
- ③第3号被保険者…会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

次のような人は、希望により国民年金に加入できます(任意加入被保険者)

- ①日本国内に居住している60歳以上65歳未満の人
 - ②海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人
- ※ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人および第2号被保険者は任意加入できません。

▶主な届出など

こんなとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき(厚生年金などの加入者は除く)	加入手続きは不要ですが、誕生日のおおむね2週間後に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。
会社員や公務員になったとき(厚生年金などに加入したとき)	事業主が行いますので、役場での手続きは不要です。
勤め先を退職したとき(厚生年金などをやめたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職した年月日が分かるもの(離職票など)
厚生年金などに加入している配偶者に扶養されなくなったとき(離婚、死別、収入が増えたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養されなくなった年月日が分かるもの
任意加入するとき、やめるとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、引き落としを希望する口座の通帳、通帳の届出印
年金手帳または基礎年金番号通知書をなくしたとき(1号被保険者)	本人確認書類(運転免許証など) ※2・3号被保険者は勤務先または年金事務所での手続きとなります。
学生納付特例を申請するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証または在学証明書
保険料の納付が困難なとき(免除・納付猶予申請をするとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、離職票など

▶国民年金保険料

保険料は、20~60歳の40年間納めることになっています。

「第1号被保険者」は自分で納める必要があり、「第2・3号被保険者」は直接納める必要はありません。

定額保険料

※毎年変わります
月額 17,920円(2026年度分)

付加保険料

月額 400円(第1号被保険者のうち希望される人)

▶国民年金保険料の納付の方法など

口座振替・クレジットカード(手続きが必要ですが)、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。

▶さまざまな制度

前納割引制度

2年前納や1年前納、6力月前納、口座振替による当月振替により、保険料が割引される制度です。

免除制度

保険料を納めることが困難な人は、申請により納付が免除されます。(免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。本人、配偶者、世帯主の所得制限あり)

納付猶予制度

保険料を納めることが困難な20歳以上50歳未満の人は、申請により納付が猶予されます。(本人、配偶者の所得制限あり)

学生納付特例制度

学生の場合(指定された学校などに限る)、本人の所得が一定基準以下であれば申請により保険料の納付が猶予されます。

▶支給される年金

種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を10年以上納付(免除期間も含まれます)した人が、65歳になったとき
障害基礎年金	20歳前や国民年金に加入中または、60歳~65歳の間に初診のある病気やけがで障がい状態になったとき
遺族基礎年金	一定の保険料を納付した人や、年金を受けられる資格期間のある人が死亡したとき(支給要件があります)
死亡一時金	36月以上保険料を納付した人が、何も年金を受けずに死亡したとき
寡婦年金	年金を受けられる資格期間のある夫が、年金を受けずに死亡したとき

※詳細は、熊本西年金事務所へお尋ねください。
(☎353-0142)

